

## 特定地球温暖化対策事業所における事業所の区分の決定要綱

(制定) 平成22年2月3日

21環都総第535号

(改正) 平成22年10月1日

22環都総第425号

(改正) 平成27年5月1日

27環地総第83号

(改正) 令和6年2月27日

5環気総第597号

### (総則)

第1条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第5条の7第9号に規定する特定地球温暖化対策事業所（以下「事業所」という。）について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第4条の16に規定する第一区分事業所と第二区分事業所の区分（以下「区分」という。）を決定するために必要な事項について規定する。

### (区分決定の対象)

第2条 区分は、第4条第1項及び規則第4条の16の規定に基づき、第一号又は第二号に掲げるときに決定し、又は第三号に掲げるときに変更する。

- 一 基準排出量を決定するとき
- 二 条例第5条の15の規定による優良特定地球温暖化対策事業所に係る申請を行うため、基準排出量の決定の前に、あらかじめ区分を決定する必要があるとき
- 三 基準排出量を変更するとき

### (用途の分類)

第3条 規則第4条の16の表一の部のアからヌまでに掲げる用途又は「これらに類する用途」とは、別表第1の左欄及び中欄に掲げる分類に応じ、当該右欄に掲げる用途とする。

### (区分の決定)

第4条 規則第4条の16の表一の部の「主たる用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成される事業所」とは、基準期間において、同部のアからヌまでに掲げる用途又は「これらに類する用途」における特定温室効果ガス排出量の合計が、事業所全体の特定温室効果ガス排出量に占める比率が50%を超えている事業所とする。ただし、用途ごとの床面積の比率を、特定温室効果ガス排出量の比率とみなすことができる。

2 前項の「基準期間」とは、次の表の左欄及び中欄に掲げる場合に応じ、当該右欄に掲げる年度をいう。

3 第2条第三号の基準排出量を変更するときの区分は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める年度から変更するものとする。

- 一 第一区分事業所から第二区分事業所の変更 基準排出量の変更があった年度
- 二 第二区分事業所から第一区分事業所の変更 基準排出量の変更があった年度の翌年度

決定又は変更の時期	基準排出量の算定方法	基準期間
基準排出量を決定するとき	特定温室効果ガス年度排出量の平均の量	平均の量の算定の対象となった全ての年度
	排出活動指標値に排出標準原単位を乗じて得た量	削減義務期間の開始の年度の3年度前から前年度まで
	指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当し指定の取消しを受けた事業所（旧特定地球温暖化対策事業所）が再び特定地球温暖化対策事業所となったときに選択した旧特定地球温暖化対策事業所の基準排出量	再び特定地球温暖化対策事業所となったときの削減義務期間の開始の年度の3年度前から前年度まで
事業所区域の変更に伴い基準排出量を決定するとき	—	事業所区域の変更の申請を行った年度の前年度
基準排出量の決定の前 のとき	—	削減義務期間の開始の年度の3年度前から2年度前まで
基準排出量を変更するとき	—	基準排出量を変更する要因となった状況の変更があった日以後の1年間（区分を早急に決定する必要がある場合においては、6月まで短縮することができる。）

(算定方法)

第5条 前条第1項の規定による用途ごとの特定温室効果ガス排出量及び床面積の算定方法は、次の表に定めるとおりとする。

1 用途ごとの特定温室効果ガス排出量の算定方法	次のいずれかの方法による。 (1) 用途ごとに、使用された燃料、熱及び電気の量を基に、知事が別に定める方法により算定する方法 (2) 知事が別に定める方法により算定した事業所全体の特定温
-------------------------	---

	室効果ガス排出量を基に、計測値により用途ごとに算定する方法
2 用途ごとの床面積の算定方法	用途を、別表第1の右欄に掲げる種類に応じ、当該中欄に掲げる用途に分類して算定する方法

(附則 平成22年2月3日 21環都総第535号)

この要綱は、平成22年2月3日から施行する。

(附則 平成22年10月1日 22環都総第425号)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(附則 平成27年5月1日 環地総第83号)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

(附則 令和6年2月27日 5環地総第597号)

この要綱は、令和6年2月27日から施行する。

別表第一（第3条関係）

規則第4条の16の表一の部アからヌまでに掲げる用途	基準排出量決定申請書の記載対象となる用途	特定地球温暖化対策事業所における用途
ア 事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む）又は営業所	事務所	事務所
		郵便局
		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
		銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
イ 官公庁の庁舎	事務所	地方公共団体の支庁又は支所 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
ウ 百貨店、飲食店その他の店舗	商業	日用品の販売を主たる目的とする店舗
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
		飲食店、食堂又は喫茶店
		理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
		料理店
		キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
		ダンスホール
		エ 旅館、ホテルその他の宿泊施設
オ 学校その他の教育施設	教育	幼稚園
		小学校
		義務教育学校
		中学校、高等学校又は中等教育学校
		特別支援学校
		大学又は高等専門学校
		専修学校

		各種学校
		自動車教習所
カ 病院その他の医療施設	医療	病院
		助産所
		診療所
キ 社会福祉施設	宿泊	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
		児童福祉施設等
		保育所その他これに類するもの
ク 情報通信施設	情報通信	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 130 条の 4 第 5 号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設
		イ 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設
	放送局	映画スタジオ又はテレビスタジオ
ケ 美術館、博物館又は図書館	文化	図書館その他これに類するもの
		博物館その他これに類するもの
		美術館その他これに類するもの
コ 展示場	文化	展示場
サ 集会場又は会議場	文化	公会堂又は集会場
シ 結婚式場又は宴会場	文化	結婚式場又は宴会場
ス 映画館、劇場又は観覧場	文化	劇場、映画館又は演芸場
		観覧場
セ 遊技場	商業	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
ソ 体育館、競技場、水泳プールその他の運動施設	文化	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場及びスポーツの練習場
タ 公衆浴場又は温泉保養施設	商業	公衆浴場又は温泉保養施設
チ 遊園地、動物園、植物園又は水族館	文化	遊園地、動物園、植物園又は水族館
ツ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場	文化	競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場
テ 倉庫(冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む)	物流	倉庫
		卸売市場内のセリ場
ト トラックターミナル	物流	トラックターミナル

ナ 刑務所又は拘置所	事務所	刑務所又は拘置所
ニ 斎場	文化	火葬場、斎場
ヌ 駐車場	駐車場	自動車車庫（駐車場）

備考 1：基準排出量決定申請書の記載対象となる用途の区分にかかわらず、専用の電源設備を有し、壁で完全に区切られた区画又は部屋であって情報通信機器専用の用途に用いられている床は、情報通信施設とする。

2：特定地球温暖化対策事業所における用途の欄に記載のない用途で、同欄の用途に分類できない場合は、第二区分の用途とする。